

昭和四十九年九月環境庁告示第六十四号（環境大臣が定める排水基準に係る検定方法）の一部を改正する件 新旧対照条文  
 ○昭和四十九年九月環境庁告示第六十四号（環境大臣が定める排水基準に係る検定方法）（抄）  
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>二 シアン化合物 規格三十八・一・二及び三十八・二に定める方法、規格三十八・一・二及び三十八・三に定める方法又は規格三十八・一・二及び三十八・五に定める方法</p>	<p>二 シアン化合物 規格三十八・一・二及び三十八・二に定める方法又は規格三十八・一・二及び三十八・三に定める方法</p>
<p>三 (略)</p> <p>四 鉛及びその化合物 規格五十四に定める方法(ただし、規格五十四・一に定める方法にあつては規格五十四の備考一に定める操作を、規格五十四・三に定める方法にあつては規格五十二の備考九に定める操作を行うものとする。)</p>	<p>三 (略)</p> <p>四 鉛及びその化合物 規格五十四に定める方法(ただし、規格五十四・一に定める方法にあつては規格五十四の備考一に定める操作を、規格五十四・三に定める方法にあつては規格五十四の備考七に定める操作を行うものとする。)</p>
<p>五 六価クロム化合物 規格六十五・二・一に定める方法(着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあつては、規格六十五の備考十一のb)の1)から3)まで及び規格六十五・一に定める方法) 又は規格六十五・二・六に定める方法(ただし、塩分の濃度の高い試料を検定する場合にあつては、日本工業規格K〇一七〇一七の七のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)</p>	<p>五 六価クロム化合物 規格六十五・二・一に定める方法(着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあつては、規格六十五の備考十一のb)の1)から3)まで及び規格六十五・一に定める方法)</p>
<p>六〽二十五 (略)</p> <p>二十六 ふつ素及びその化合物 規格三十四・一、三十四・二若しくは三十四・四に定める方法又は規格三十四・一C) (注(6)第三文を除く。)に定める方法及び告示付表六に掲げる方法</p>	<p>六〽二十五 (略)</p> <p>二十六 ふつ素及びその化合物 規格三十四・一若しくは三十四・二に定める方法又は規格三十四・一C) (注(6)第三文を除く。)に定める方法及び告示付表六に掲げる方法</p>
<p>二十七 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物</p>	<p>二十七 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物</p>

アンモニア又はアンモニウム化合物にあつては規格四十二・二、四十二・三、四十二・五又は四十二・六に定める方法により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数〇・七七六六を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法、亜硝酸化合物にあつては規格四十三・一に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数〇・三〇四五を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法、硝酸化合物にあつては規格四十三・二・五又は四十三・二・六に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算係数〇・二二五九を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法(ただし、亜硝酸化合物及び硝酸化合物にあつては、当該方法に代えて規格四十三・二・一 (C)12)及び(C)13)の式中「 $\text{—CO—N—}$ 」を除く。)又は四十三・二・三 (C)7)及び(C)8)を除く。)に定める方法により検定された亜硝酸イオン及び硝酸イオンの合計の硝酸イオン相当濃度に換算係数〇・二二五九を乗じて亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量を検出する方法とすることができる。)

二十八〜四十 (略)

四十一 窒素含有量 規格四十五・一、四十五・二又は四十五・六に定める方法

四十二 (略)

アンモニア又はアンモニウム化合物にあつては規格四十二・二、四十二・三又は四十二・五に定める方法により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数〇・七七六六を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法、亜硝酸化合物にあつては規格四十三・一に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数〇・三〇四五を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法、硝酸化合物にあつては規格四十三・二・五に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算係数〇・二二五九を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法(ただし、亜硝酸化合物及び硝酸化合物にあつては、当該方法に代えて規格四十三・二・一 (C)12)及び(C)13)の式中「 $\text{—CO—N—}$ 」を除く。)又は四十三・二・三 (C)7)及び(C)8)を除く。)に定める方法により検定された亜硝酸イオン及び硝酸イオンの合計の硝酸イオン相当濃度に換算係数〇・二二五九を乗じて亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量を検出する方法とすることができる。)

二十八〜四十 (略)

四十一 窒素含有量 規格四十五・一又は四十五・二に定める方法

四十二 (略)